

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月十九日福島地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十二日

福島県二本松市油井字桑原九九番地

清算法人長谷寺

清算人 井上 航

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年七月十七日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十二日

静岡県袋井市国本八四一番地

袋井市土橋土地区画整理組合

代表清算人 大庭 哲夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十二日

愛知県名古屋市中区雪見町一丁目六番地

神ながら教千種教会

清算人 今井田志津子

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十二日

大阪府東大阪市旭町三番四号

医療法人山下歯科

清算人 山下 早苗

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和八年五月二十七日鳥取県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十二日

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富六七五番地一

岩美土地改良区

代表清算人 亀井 勲

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年五月二十五日開催の教会総会の決議により令和八年五月二十日島根県知事の許可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十二日

島根県出雲市多伎町久村二九八番地の一

宗教法人日本ナザレン教団久村教会

清算人 中出 潤一

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月五日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十二日

熊本県玉名市玉名二〇七九番地

職業訓練法人玉名職業訓練運営会

清算人 上嶋 秀徳

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月十二日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十二日

福島県本宮市本宮字戸崎七一番地

宗教法人顕本教会

福島県郡山市中町一番七号アオキヤビル

四階 うねめ法律事務所

清算人 弁護士 稲葉 裕之

第二十一期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 (単位・円)

資産の部

負債及び正味財産の部

正味財産の部

負債及び正味財産の部

令和八年七月二十二日

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目五一三

特定非営利活動法人M I Y A G I 子ども

ネットワーク

代表理事 齋藤 昭雄

第十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

負債及び正味財産の部

正味財産の部

負債及び正味財産の部

令和八年七月二十二日

東京都世田谷区喜多見九丁目二七番二号

特定非営利活動法人リンギオ・サッカー

スクール

代表理事 城田 智仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道河東郡音更町宝来北三条六丁目一

番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人 亡 會田 孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥

します。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥

令和八年七月二十二日

北海道帯広市西二条南十一丁目一二番地

天光堂ビル三階 阪口法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市横堀字大田中一一三番地、

最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 今 耕司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥

します。

令和八年七月二十二日

秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町四番地

一一 相続財産清算人 司法書士 佐藤 新

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村郡三春町担橋一丁目五番地

四、最後の住所福島県田村郡三春町字深田和

二二三番地の二 被相続人 亡 花輪 祐治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三

十一日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥

します。

令和八年七月二十二日

福島県郡山市愛宕町三番二六号 榎谷智徳

法律事務所 相続財産清算人 榎谷 智徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市上戸祭四丁目一五番、最

後の住所栃木県宇都宮市上戸祭四丁目一五番

一三三番 被相続人 亡 高橋 一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥

します。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥

令和八年七月二十二日

栃木県宇都宮市昭和一丁目七番九号宇都宮

中央ビル 宇都宮中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 海老原 輝

第42期決算公告 令和8年7月22日
札幌市豊平区福住一条四丁目13番13号
北海道信連サービス株式会社
代表取締役 山本 茂 啓
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
流 動 資 産	511,594
流 動 負 債	41,447
固 定 資 産	81,433
固 定 負 債	(8,198)
株 主 資 本	52,033
株 主 負 債	29,400
株 主 資 本	388,714
株 主 負 債	10,000
株 主 資 本	378,714
株 主 負 債	2,500
株 主 資 本	376,214
株 主 負 債	(11,711)
株 主 資 本	511,594
株 主 負 債	